

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月15日（平成29年（行個）諮問第82号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行個）答申第156号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成22年特定月頃から平成26年特定月まで、特定労働基準監督署に時間外手当未払い、年次有給休暇等の件で申告した申告処理台帳一式（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月3日付け東労発総個開第28-955号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定事業場は平成22年よりサービス残業や年次有給休暇取得規制をはじめとする労働基準法や労働安全衛生法等違反が恒常化している為、特定労働基準監督署に告発。しかし、特定事業場は指導や是正勧告を受けても、虚偽報告の上、一向に改善の取り組みもせず、離職率が上がり続けている。しかも、過労をきっかけとする体調不良や死亡、鬱病等が発生していても、労災で処理されていない等もある等、真実をもみ消そうとする体質が後を絶たない。

申告者は当時特定労働基準監督署がどのような指導・勧告をし、特定事業場がどのような報告をしているのか等を知り、如何に虚偽報告などを行っているか明確にする必要があり、また、特定事業場は上記の様なことを二度と起こすことの無いよう、社会に明らかにした上で、改善させるという想いもある。そもそもは日本国憲法にて「知る権利」が保証されているのに、報告内容等を閲覧等出来なくさせているのは明らかに企業保護に繋がって

おり、労働基準法等の労働者保護の趣旨に反してしまう。

上記の理由から全部開示を強く求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）は、平成29年1月10日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「平成22年特定年月日から平成26年特定年月日までに、特定事業場の法違反に基づく申告処理について、特定労働基準監督署へ申告した事によって、作成された申告処理台帳一式」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、平成29年2月3日付け東労発総個開第28-955号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、同月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、下記(3)ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### (3) 理由

###### ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした申告処理に係る関係書類であり、別表に掲げる文書1ないし6の文書である。

このうち、以下に記載する情報は、請求人の個人に関する情報ではなく、さらに請求人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

###### (ア) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書4の①）

文書4の①は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された文書であるが、文書4の①には、請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

###### (イ) 担当官が作成又は収集した文書（文書6の②）

文書6の②は、専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保

有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び続紙（文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

文書1の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、なお不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

文書1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法・処理方針等が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

文書1の②及び③は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書1の②及び③には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書1の②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが

あることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書4）

文書4の②には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、文書4の②には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 監督復命書及び続紙（文書5）

監督復命書及び続紙は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の「参考事項・意見」欄

文書5の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係

や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることと

なれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

文書5の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書5の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、文書5の②には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報

であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 担当官が作成又は収集した文書（文書6）

文書6のうち、是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する是正勧告書の控えである。

文書6のうち、指導票は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、法違反に該当しない事項について指導を行う際に当該事業場に対して交付する指導票の控えである。

文書6の①及び④には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条7号イに該当し、加えて、文書6の①については、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすること

が妥当である。

このほか、文書6の③は、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

文書5の③及び文書6の⑤については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張について

請求人は、審査請求書において、「申告者は特定労働基準監督署がどのような指導・勧告をし、特定事業場がどのような報告をしているのか等を知り、如何に虚偽報告などを行っているか明確にする必要があり、また、特定事業場は上記の様なことを二度と起こすことの無いよう、社会に明らかにした上で、改善させるという想いも有る。そもそもは日本国憲法にて「知る権利」が保証されているのに、報告内容等を閲覧等出来なくさせているのは明らかに企業保護に繋がっており、労働基準法等の労働者保護の趣旨に反してしまう」等と主張しその開示を求めているが、上記(3)イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記(3)ウで開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書のうち、6頁から13頁、14頁、19頁ないし35頁及び42頁ないし48頁の対象文書全体について

諮問庁としては、当該文書については、請求人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の

取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書は、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に体する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、43頁ないし45頁及び47頁には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、6頁ないし13頁については、新たに開示することとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年5月15日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同月25日      | 審議                |
| ④ 同年10月11日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月2日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑥ 同年12月7日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成22年特定月頃から平成26年特定月まで、特定労働基準監督署に時間外手当未払い、年次有給休暇等の件で申告した申告処理台帳一式（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人と

する保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

## 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は，下記の（1）及び（2）の文書に記録された情報については，審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ，当該部分には，審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで，当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

### （1）別表1に掲げる文書4（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の①について

当該文書は，審査請求人からの申告を処理する過程で，特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり，当該文書の記載内容に加え，その取得の目的等を考慮すると，当該文書に記載された情報が，他の情報と照合することにより，審査請求人本人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって，当該部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

### （2）別表1に掲げる文書6（担当官が作成又は収集した文書）の②について

当該部分は，認印の押印欄及び確認方式から構成され，是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督，実地調査，書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており，これらは専ら業務処理上必要な情報であって，審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

## 3 不開示情報該当性について

### （1）別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び続紙）の不開示部分につい

て

ア 文書1の①の不開示部分について

文書1の①の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督署における処理方針等が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②の不開示部分について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1の②の不開示部分のうち、36頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし9文字目、2行目13文字目ないし16文字目及び22文字目ないし27文字目、4行目18文字目ないし6行目、7行目1文字目ないし8文字目、9行目26文字目ないし11行目11文字目及び37文字目ないし12行目1文字目並びに13行目25文字目ないし38文字目並びに37頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし9文字目、2行目13文字目ないし16文字目及び22文字目ないし27文字目、4行目18文字目ないし6行目、7行目1文字目ないし8文字目、9行目26文字目ないし11行目11文字目及び37文字目ないし12行目1文字目並びに13行目25文字目ないし14行目については、労働基準監督官から審査請求人に対して説明した内容であり、審査請求人が承知している情報であるとのことである。

このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書1の②の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする

部分を除く部分には、被申告事業場の担当者との具体的なやり取りの内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書1の③の不開示部分について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1の③の不開示部分のうち、37頁の「処理経過」欄21行目1文字目ないし6文字目、22文字目ないし24文字目、37文字目ないし23行目5文字目及び9文字目ないし24文字目については、労働基準監督官から審査請求人に対して説明した内容であり、審査請求人が承知している情報であるとのことである。

このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書1の③の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分には、被申告事業場の内部管理に関する情報等が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書4(特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書)の不開示部分について

ア 文書4の①の不開示部分について

(ア) 文書4の①の不開示部分のうち、19頁ないし35頁及び42頁は特定事業場の内部管理に関する情報ではあるが、特定事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)イ(ア)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書4の①の不開示部分のうち、43頁及び44頁(下記a及びbを除く。)は、特定事業場の内部管理に関する情報であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、特定事業場に勤務していた審査請

求人には知り得る情報であると認められ、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。加えて、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

a 43頁及び44頁のうち、労働者代表の署名及び印影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 43頁及び44頁のうち、特定事業場の印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書4の①の不開示部分のうち、14頁、46頁及び48頁は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、これらを開示すると、特定事業場の事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しく

はその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 文書4の①の不開示部分のうち、45頁及び47頁は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、上記(ウ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書4の②の不開示部分について

文書4の②の不開示部分は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、上記ア(ウ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる文書5(監督復命書及び続紙)の不開示部分について  
ア 文書5の①の不開示部分について

(ア) 文書5の①の不開示部分のうち、38頁の「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄について

当該部分は、特定事業場に勤務していた審査請求人であれば当然承知している情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)イ(ア)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書5の①の不開示部分のうち、38頁の「最も賃金の低い者の額」欄について

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書5の①の不開示部分のうち、38頁の「署長判決」欄並びに38頁及び39頁の「参考事項・意見」欄の不開示部分について

a 38頁の「署長判決」欄の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認め

られる。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b ３８頁の「参考事項・意見」欄１行目１文字目ないし３２文字目の不開示部分は、当該申告事案の申告者である審査請求人であれば当然承知している情報であると認められる。また、３９頁の「参考事項・意見」欄１行目１文字目ないし１１文字目、２行目１２文字目ないし３５文字目及び４行目１７文字目ないし５行目１７文字目の不開示部分は、上記（１）イ（ア）において開示すべきとする部分と同様の内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）イ（ア）と同様の理由により、法１４条３号イ及びロ、５号並びに７号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- c ３９頁の「参考事項・意見」欄のうち、上記bで開示すべきとする部分を除く部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 文書５の①の不開示部分のうち、「是正期日」欄の１枠目及び２枠目の不開示部分について

文書５の①の不開示部分に記載されている情報は、違反法条項及び指導条項の是正期日に係る記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（１）ウ（イ）と同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条３号ロ、５号及び７号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 文書５の②の不開示部分について

文書５の②の不開示部分には、面接者の職氏名が記載されており、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表2に掲げる文書6（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

ア 文書6の①の不開示部分について

文書6の①の不開示部分には、違反事項及びその是正期日に係る情報等が記載されているが、上記（1）イ（ア）で開示すべきとする部分から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）イ（ア）と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書6の③の不開示部分について

文書6の③の不開示部分には、特定事業場の担当者の職氏名及び印影が記載されており、上記（3）イと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書6の④の不開示部分について

文書6の④の不開示部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことによる被申告事業場への具体的な指導内容及び改善状況の報告期限が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（1）ウ（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報 該当性
文書 4 の① 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（6 頁ないし 14 頁，19 頁ないし 35 頁及び 42 頁ないし 48 頁）	該当する
文書 6 の② 担当官が作成又は収集した文書（40 頁の「是正確認」欄）	該当しない

別表 2

1 文書番号，文書名及び頁			2 不開示部分	3 不開示情報 該当性 （法 14 条）	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び続紙	1， 36 及び 37	① 1 頁の「完結区分」欄及び 37 頁の「処理経過」欄 26 行目 13 文字目以降	5 号及び 7 号イ	なし
			② 36 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 13 行目及び 37 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 14 行目	3 号イ及びロ，5 号並びに 7 号イ	36 頁の「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 9 文字目，2 行目 13 文字目ないし 16 文字目及び 22 文字目ないし 27 文字目，4 行目 18 文字目ないし 6 行目，7 行目 1 文字目ないし 8 文字目，9 行目 26 文字目ないし 11 行目 11 文字目及び 37 文字目ないし 12 行目 1 文字目並びに 13 行目 25 文字目ないし 38 文字目並びに 37 頁の「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 9 文字目，

					2 行目 1 3 文字目ないし 1 6 文字目及び 2 2 文字 目ないし 2 7 文字目, 4 行目 1 8 文字目ないし 6 行目, 7 行目 1 文字目な いし 8 文字目, 9 行目 2 6 文字目ないし 1 1 行目 1 1 文字目及び 3 7 文字 目ないし 1 2 行目 1 文字 目並びに 1 3 行目 2 5 文 字目ないし 1 4 行目
			③ 3 7 頁の「処 理経過」欄 2 1 行目ないし 2 3 行目	3 号イ及 びロ	3 7 頁の「処理経過」欄 2 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 2 2 文字目な いし 2 4 文字目, 3 7 文 字目ないし 2 3 行目 5 文 字目及び 9 文字目ないし 2 4 文字目
2	労働相 談に係 る文書	2	なし	—	—
3	審査請 求人が 提出し た資料	3 な いし 5	なし	—	—
4	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	6 な いし 3 5 及び 4 2 ない し 4 8	① 6 頁ないし 1 3 頁	新たに開 示	—
			① 1 4 頁, 1 9 頁ないし 3 5 頁, 4 2 頁, 4 6 頁及び 4 8 頁	3 号イ及 びロ, 5 号並びに 7 号イ	1 9 頁ないし 3 5 頁及び 4 2 頁
			① 4 3 頁ないし 4 5 頁及び 4 7 頁	2 号, 3 号イ及び ロ, 5 号 並びに 7 号イ	4 3 頁及び 4 4 頁のう ち, 労働者代表の署名及 び印影並びに特定事業場 の印影を除く部分

			② 15頁ないし18頁	2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
5	監督復命書及び続紙	38及び39	① 38頁の「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄1行目1文字目ないし32文字目, 「是正期日」欄1枠目及び2枠目並びに39頁の「参考事項・意見」欄	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	38頁の「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄及び「参考事項・意見」欄1行目1文字目ないし32文字目 39頁の「参考事項・意見」欄1行目1文字目ないし11文字目, 2行目12文字目ないし35文字目及び4行目17文字目ないし5行目17文字目
			② 38頁の「面接者職氏名」欄	2号	なし
			③ 38頁の「No」欄3枠目ないし7枠目, 「違反法条項・指導事項等」欄3枠目ないし7枠目及び「是正期日」欄3枠目ないし7枠目	新たに開示	—
6	担当官が作成又は収集した	40及び41	① 40頁の「違反事項」欄1行目ないし3行目及び「是正期	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	全て

文書	日」欄1行目		
	②40頁の「是 正確認」欄	保有個人 情報非該 当	なし
	③40頁及び4 1頁の「受領者 職氏名」欄	2号	なし
	④41頁の改善 報告の期日及び 「指導事項」欄 1行目5文字目 ないし10行目	3号イ及 びロ並び に7号イ	なし
	⑤40頁の「法 条項等」欄（1 行目を除 く。），「違反 事項」欄（1行 目ないし3行目 を除く。）， 「是正期日」欄 （1行目を除 く。）及び41 頁の「指導事 項」欄11行目 ないし20行目	新たに開 示	—

（注）対象文書には頁番号は付番されていないが，対象文書の1枚目ないし48枚目に1頁ないし48頁と付番したものを「頁」として記載している。